

令和2年6月26日

令和2年 第6回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和2年第6回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午後2時00分～午後2時52分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・第7会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 新 藤 久 典

5番 内 野 裕 子

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 田 村 美 砂

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部

参 事 兼 佐 藤 洋 士

教育総務課長 斎 藤 謙二郎

教育指導課長

建築課長兼

教育施設担当 中 橋 健

給 食 課 長 原 里 美

副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己

社会教育課長 高 田 匡 章

中央公民館長 佐 伯 芳 幸

中央図書館長 當 摩 弘

6. 書 記

庶 務 係 長 一ツ木 正 美

主 事 後 藤 梨里香

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 1 3 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 第 1 4 号報告 令和 2 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について

第 5 第 3 6 号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について

第 6 第 3 7 号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第 7 その他報告事項 （１）令和 2 年度東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についての進捗状況、経過報告について
（２）地区図書館における指定管理者制度の導入の準備について（検討経過）
（３）市立図書館の利用制限の緩和について

◎開会の辞

○真如教育長 令和2年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、新藤委員にお願いいたします。

○新藤委員 はい。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和2年5月26日から令和2年6月19日までの諸務報告であります。

5月26日、火曜日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

6月1日、月曜日、第五中学校の自主学習を視察いたしました。

6月2日、火曜日、教育委員会臨時会に出席をいたしました。

6月3日、水曜日から6月12日、金曜日まで、令和2年第2回市議会定例会に出席をいたしました。

6月9日、火曜日、多摩湖駅伝大会実行委員会に出席をいたしました。

6月11日、木曜日、市民文化祭の実行委員会に出席をいたしました。市長と出席をして、ご挨拶をさせていただきました。

6月19日、金曜日、校長会役員会に出席をいたしました。新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。校長会役員会では、移動教室、それから市内の学校体育館の使用などについて、校長会からご質問をいただいて、回答させていただきました。

以上でございます。

教育長諸務報告を終わります。

教育長諸務報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 感想です。いつもですと教育長さんの諸務報告は、2ページにわたるほど、1か月の間に報告事項がたくさんありますが、今回はページの半分で終わっているのも、これはコロナ禍の影響なのかと思いながら、いろんなところに影響しているのだということを改めて思いました。

○真如教育長 そうですね。

○新藤委員 ご苦労さまです。

○真如教育長 議会もでしたけれども、極力短くして行っております。あるいは文書で処理をするなどしておりましたので、普段よりもそういった時間がなくなって、専らコロナウイルスのことで仕事をするが多かったです。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 なければ先に進めさせていただきます。

◎日程第3 第13号報告 事務の臨時代理の承認について

○真如教育長 日程第3、第13号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第13号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度東大和市一般会計補正予算（第2号）であります。一般会計補正予算（第2号）は、令和2年第2回市議会定例会に第35号議案として提出され、6月3日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会定例会開催時点では、市長との予算の最終調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に教育委員会定例会に付すことができず、令和2年5月28日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会定例会にてご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、学校教育部関係は私より、社会教育部関係は社会教育部長よりご説明を申し上げます。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）の資料の1ページ、2ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金の1節教育総務費補助金は3億8,708万4,000円の増額でございます。

2ページの説明欄をご覧ください。

こちらは国の推奨するGIGAスクール構想に必要な環境整備について、国の補助金が交付されることから、ネットワーク環境の整備費として1億8,935万4,000円、学習用端末の整備費として1億9,773万円を予算措置するものであります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

16款都支出金、2項都補助金、8目教育費都補助金のうち、1節教育総務費補助金は2,893万5,000円の増額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の増額は、東京都地域学校協働活動推進事業費補助金の新規事業であるスタディ・アシスト事業について、当市が実施地区として指定を受けたため、900万円を予算措置するものであります。

その下ですが、学力格差解消推進校事業補助金は、昨年度に引き続き第五小学校と第三中学校が指定を受けたことで、授業費の10分の10が補助として交付されるため、100万円を予算措置するものであります。

その下、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、GIGAスクール構想に必要な環境整備について、都の補助金が交付されることから、ネットワーク環境の整備費として1,893万5,000円を予算措置するものであります。

3節の中学校費補助金は20万円の増額であります。こちらは第一中学校において、特別支援学級の専門性向上事業を実施するため、予算措置するものであります。

続きまして、下段になりますが、3項の委託金、6目の教育費委託金のうち、1節教育総務費委託金は150万円の増額であります。

4ページの説明欄をご覧ください。

オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金は、平成28年度より都内全ての公立学校において当該事業の指定を受けており、それに伴う経費を予算措置するものであります。委託金の内訳につきましては、1校当たり10万円であります。

続きまして、5 ページ、6 ページをお開きください。

こちらからは歳出でございます。

10款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費は12億2,469万3,000円の増額であります。

内訳でございますが、6 ページの説明欄をご覧ください。

ここからご説明いたします事業番号14から18につきましては、歳入でご説明した事業に係るものであります。

上から事業番号14、学校行事・部活動等運営支援事業費は150万円の増額であります。先ほどもご説明しましたが、平成28年度より都内全ての公立学校において、オリンピック・パラリンピック教育推進事業の指定を受けており、小・中学校全15校について、それに伴う経費を増額するものであります。

次に、事業番号17、情報教育推進事業費は12億1,319万3,000円の増額で、国が推奨するG I G Aスクール構想に必要な環境整備であります。G I G Aスクールサポーター派遣手数料は、急速な学校 I C T化を進めるに当たり、I C T関連の人的体制支援を行うための手数料660万円の増額であります。

その下、小中学校情報通信ネットワーク環境整備工事費及び電算機器等購入費は、小中学校における児童・生徒の情報活用能力の向上のために、土台となる校内環境の整備及び児童・生徒1人1台の学習用端末の整備を行うための工事費3億7,871万円、備品購入費8億2,788万3,000円の増額であります。

次に、事業番号18、学力・授業力向上推進事業費は1,000万円の増額であります。学習支援事業委託料は、中学3年生を対象とした民間塾を活用した学習支援事業の実施に係る委託料900万円の増額であります。

その下、学力格差解消推進校事業補助金は、昨年度に引き続き第五小学校と第三中学校が指定を受けたことで、必要となる経費を支出するための負担金補助及び交付金100万円の増額であります。

続きまして、2 項小学校費、3 目特別支援学級費は253万円の増額であります。

6 ページの説明欄をご覧ください。

事業番号2、小学校特別支援教室等事業費の通級指導学級設置工事費は、第七小学校に設置されている通級指導学級の利用児童増加に伴い、早急な環境整備を行うための工事費253万円の増額であります。

続きまして、7 ページ、8 ページをお開きください。

4 目学校保健衛生費は190万1,000円の増額であります。

8 ページの説明欄をご覧ください。

事業番号2、新型コロナウイルス感染症対策事業費は、学校の再開に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な消耗品費の増額であります。

続きまして、10款教育費、3 項中学校費、3 目特別支援学級費は20万円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

事業番号1、中学校特別支援学級事業費として、第一中学校において特別支援学級専門性向上事業に伴い、必要な消耗品費及び備品購入費の増額であります。

続きまして、4 目学校保健衛生費は84万3,000円の増額で、先ほどの小学校費と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な消耗品費の増額であります。

続きまして、少し飛びますが11ページをご覧ください。

小学校体育館空調設備賃借の債務負担行為の補正であります。第三小学校及び第九小学校が対象であります。令和2年度の当初予算では、毎月のリース料を令和3年度から令和10年度までの債務負担行為として4,793万4,000円を計上しておりました。

この事業は、東京都の補助を受けて実施するものであり、補助につきましては、東京都から直接リース事業者へ補助金が交付されるものでありますが、補助金額が確定前であることから、補助金相当額を減じない事業費を計上する必要があったことから、3,114万円の増額を行うものであります。今後、契約金額から補助金相当額を差し引き、減額の契約変更を行った上で、改めて予算の減額補正を行う予定であります。

学校教育部関係は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、7 ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、4 項社会教育費、1 目社会教育総務費は14万7,000円の増額であります。

8 ページになりますけれども、事業番号2、社会教育事務費、11節役務費、①通信運搬費も同額であります。内容であります。新型コロナウイルス感染拡大により、使用を中止しました学校開放の関係者へ送ります文書のための郵便料の

増額であります。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費は216万1,000円の増額であります。

10ページにありますが、事業番号1、体育施設運営費、14節工事請負費も同額であります。内容でありますが、平成31年度予算に計上をいたしました上仲原公園テニスコート照明設備改修工事が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、工事に必要な部材の調達が困難となったため実施ができませんでしたので、改めて同額を計上するものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

○新藤委員 よろしいでしょうか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 G I G Aスクール構想に伴う国庫負担金と都の補助金等がありますが、先ほどのような説明ですと、児童・生徒が1人1台の端末の整備ができ、Wi-Fiなどのネットワーク環境も整っていくということで、今年度中には市内全ての学校及び全ての子どもたちに配備されるのか、見通しがあれば教えていただければと思います。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 G I G Aスクール構想の今後の方向性、見通しですけれども、委員のご指摘のとおり、本年度中に導入ができるように準備を進めております。

以上です。

○真如教育長 ほかにございますか。

○新藤委員 もう一点良いですか。

○真如教育長 新藤委員。

○新藤委員 Wi-Fiなどのネットワーク環境の整備のことですが、昨年度でしたでしょうか、第二小学校がプログラム学習等の発表をした時に、教員や校長に伺ってみると、あのころはまだWi-Fiの容量が端末40台分の限られた台数のみ確保できていなかったために、あの日は借りてきたものを含めて多数の端末を起動

したら、一遍に通信がダウンしてしまったということがあったわけですが、今後この整備によって、多数の子どもたちが使用してもダウンしない容量を確保できるのか、教えてください。

○真如教育長 学校教育部参事。

○佐藤学校教育部参事兼教育指導課長 1人1台の端末になります。今後ネットワーク環境の工事設計をしてから工事する流れになるので、現時点の方向性のお話になりますが、1人1台の端末が全て稼働しても、ネットワークとして利用できる状況の工事にする方向であります。

○新藤委員 分かりました。よろしくお願いします。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第13号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第13号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第14号報告 令和2年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について

○真如教育長 日程第4、第14号報告 令和2年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第14号報告 令和2年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年5月19日付で、東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議へ諮問した内容に対する答申でありまして、7つの社会教育関係団体に対

して380万400円を交付するものであります。

なお、答申には付帯意見がございましたので、ここで読み上げさせていただきたいと存じます。

資料をおめくりいただいて、3、付帯意見のページがございます。そちらをご覧いただきたいと思います。

読み上げて、説明に代えさせていただきます。

「令和2年に入ってから、世界的に新型コロナウイルスが流行し、日本でも、感染拡大防止のため、社会生活の様々な場面で活動が制限されています。

東大和市の社会教育関係団体連合体が補助金の交付を受けている活動についても、しばらく、中止や延期を余儀なくされる事業があると思われます。

今後は、事業やイベントそのものを自粛するのではなく、いかに安全に実施するかという視点で、感染症と上手く付き合いながら、新しい生活様式のもと、日常を取り戻していくことが望まれます。

申請段階で企画していた事業について、感染拡大を防止するための様々な工夫に取り組みながら、本市におけるこれからの社会教育活動のさらなる振興に努めていただきたいと考えます。

社会教育関係団体が知恵を出し合い、情報交換しあって、このような状況下にあっても、社会教育活動を絶えることなく継続していけるよう切に願うものです。

以上が付帯意見でございます。

なお、今後は市の補助金交付要綱に基づきまして、交付決定等の手続を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

新藤委員。

○新藤委員 この付帯意見を各団体に受け止めてもらう必要があると思います。幸か不幸かこういう状態に至ったわけですが、予定したものが中止、あるいは延期を余儀なくされているということですので、現状では市民に、市内でこの団体が、このような活動をしていることの周知は、なかなか十分にできていない部分があるのではないかと思います。各団体も通常ならば、年間予定に基づく、様々な行事等の実行に大半の労力を取られて、市民全体に広報することには、手が回って

ないのが現状だと思いますので、この状態ですから、インターネットを利用して、自宅でこういう活動ができましたなど、いろいろなところが動画配信していますけれども、ぜひ市内の団体も積極的に市民に、こういうときだからこそ市民に健康でいましょう、コロナウイルスに負けないで頑張りましょうといったことを呼びかけるような活動にこの交付金等も含めて活用して頑張ってもらえるとありがたいなと思いますので、ぜひ各団体に働きかけていただければと思っております。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第14号報告 令和2年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第14号報告 令和2年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第36号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について

○真如教育長 日程第5、第36号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第36号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本計画案は、既に策定されております東大和市公共施設等総合管理計画における施設ごとの個別計画となるものであり、総合管理計画と同様に、各自治体に策定が求められているものであります。

内容についてご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

1 番、学校施設の長寿命化計画の背景・目的等のうち、（１）背景であります。
当市の学校施設の総床面積は、公共施設建物全体の約60%を占めており、その多くは老朽化が進み、一斉に建て替え時期を迎えようとしております。

一方、児童・生徒数は共にピーク時に対して、40%以上減少をしております。

（２）目的であります。この長寿命化計画においては、上位計画、東大和市公共施設等総合管理計画の基本方針で示されました施設面積の2割縮減や、財政負担の平準化を踏まえ、教育環境の向上等、質的改修を図ることを目的としております。

（３）計画期間であります。令和3年度から令和32年度までの30年間とするものであります。

少し飛びますが、9ページをご覧ください。

9ページ、④施設関連経費の推移であります。平成22年度から平成26年度までの学校施設の整備に要した投資的経費を示しております。5年間の平均した投資的経費は約5億8,500万円であります。

⑤学校施設の保有状況であります。グラフをご覧ください。グラフの縦軸は学校の床面積、横軸は築年度を表しています。濃いピンク色の部分は、築50年以上に該当し、その施設面積は3.2万平方メートル、割合では38%。次の右側の部分は、築40年以上に該当し、その施設面積は4.3万平方メートル、割合では51%です。建て替えによる更新を50年とした場合、合わせますと施設のほとんどが更新時期を迎えようとしていることがうかがえます。

10ページをご覧ください。

⑥今後の維持・更新コスト（従来型）であります。

ここでは従来型として、築50年で建て替えを行うと想定した場合におけるコストを簡易ソフトから算出しております。

グラフをご覧ください。

右上に緑の囲みで記載しておりますが、今後、建て替え時に要する経費は、30年間で総額495億円、年平均16.5億円、投資できる経費を先ほど申し上げた年5.9億円といたしますと、その乖離は2.8倍となります。特に今後10年間では、建て替えが集中し、建て替えを中心とした整備は今後難しく、別の対応を考えていかなければならないことがうかがえます。

飛びますが、15ページをご覧ください。

②今後の維持・更新コスト（長寿命化型）であります。

建て替え中心の考え方から長寿命化に切り替えて大規模改修を実施する提案であります。

グラフをご覧ください。

更新目安を50年とした従来の建て替えによる整備は困難なことから、保全改修と社会的要求に対応するための質的改修により、長寿命化へ切り替えた場合のコスト試算であります。全15校を80年間使用するための長寿命化に係るコストは、30年間で406億円、先ほどの従来型495億円に比べ89億円、約18%の縮減が図れます。それでも年平均13.5億円の投資が必要で、投資できる金額、年5.9億円との間に、まだ2.3倍の乖離があります。

続きまして、22ページをお開きください。

6番、長寿命化の取組み。

（1）改修等の実施計画であります。

施設の使用年数や劣化状況を踏まえるとともに、「東大和市立小・中学校再編計画」と整合を図り、計画を示しております。第九小学校の第七小学校への統合を図るための準備期間として、具体的な事業の実施は令和5年度から進めてまいります。また、統合先の学校は、改築を前提に計画をしております。

23ページをご覧ください。

今後の維持・更新コスト（長寿命化型）であります。

グラフをご覧ください。

ここでは、2割削減に基づいた小中学校12校の整備に係るコストを試算したものであります。

3校削減で、コストは30年間で336億円、先ほどの全15校に比べ70億円のコスト縮減が図れます。それでも、年平均11.2億円の投資が必要で、投資できる金額、年5.9億円との間に、まだ1.9倍の乖離があります。したがって、その乖離につきましては、投資的経費の見直し、付帯施設の共有使用、他の施設との複合化等、総合的に検討し、埋める必要があります。

なお、本計画は計画の進捗状況や劣化の進行等を反映し、基本的には5年ごとに見直しを図る予定でございます。

なお、本日、本計画案の内容についてご承認をいただけたら、今後、市民の皆さまよりパブリックコメントとしてご意見をいただく予定であります。その

後、必要に応じて内容の修正等を行い、定例会においてご承認をいただく予定としております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第36号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について、本件を承認とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第36号議案 東大和市学校施設長寿命化計画（案）について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○真如教育長 日程第6、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○田村学校教育部長 ただいま議題となりました第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、東大和市学校給食センター運営委員会規則第4条第1項に基づく委員のうち、市立小中学校PTA会長、東京都多摩立川保健所職員並びにその他教育委員会において適当と認める者による委員であるPTAに準ずる保護者連絡会等の代表者に変更がありました。

また、学校医につきましては、本年6月30日をもって任期満了となります。

以上により13人の方に、東大和市学校給食センター運営委員を委嘱するものであります。

ご提案いたしました委員の氏名等につきましては、お手元の議案書に記載のと

おりであります、そのうち学校医2人につきましては再任となっております。

なお、任期であります、市立小中学校PTA会長及びその他教育委員会において適当と認める者につきましては、令和2年7月1日から会長または代表者の職にある間、東京都多摩立川保健所職員につきましては、令和2年7月1日から東京都多摩立川保健所生活環境安全課長の職にある間、学校医につきましては令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第37号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 その他報告事項

○真如教育長 日程第7、その他報告事項を行います。

報告事項1、令和2年度東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についての進捗状況、経過報告について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○富田統括指導主事 令和2年度東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についての進捗状況、経過報告についてお伝えいたします。

令和2年度東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についての進捗状況におきましては、各教科の教科書調査部会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、資料送付による書面での開催といたしました。各調査部会は6月24日、水曜日までの間に、校務ネットワーク等を活用し、部員が集合しない形式で調査部会を実施し、調査研究を行いました。

なお、特別支援学級用部会は6月19日、金曜日に、あきる野市教育委員会が設置している教科書センターへ行き、一般図書を閲覧しました。今後は報告書の完成を目指して、次回、7月7日、火曜日の教科書採択資料作成会議に提出する資料をまとめているところです。

また、7月30日、木曜日に行います教育委員会定例会において、資料作成会議委員による調査報告、調査報告に対する教育委員の皆さまによる質疑、そして審議及び採択と考えております。

なお、先日の教育委員会定例会、教育委員懇談会にて通知させていただきましたが、教科書採択に係る勉強会について改めてご案内いたします。第1回を本日、6月26日、金曜日、本定例会終了後に、第2回を7月10日、金曜日、教育委員懇談会終了後に予定しております。また、第3回につきましては、7月22日、水曜日、定例会終了後を予定しておりましたが、定例会の日程変更につき改めてご案内いたします。

何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

報告事項(2) 地区図書館における指定管理者制度の導入の準備について(検討経過)、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告事項(2) 地区図書館における指定管理者制度の導入の準備について、検討経過についてご報告いたします。

まず、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しにつきましては、図書館における検討結果を令和2年2月の教育委員会定例会で報告させていただき、ご承認をいただいたところであります。

その後の経過につきましては、令和2年4月10日にお集まりいただきました際にご案内いたしましたとおり、市長から改めて令和2年4月6日に地区図書館における指定管理者制度の導入の準備についての依頼を受け、引き続き中央図書館において準備を進めているところでありますが、4月10日から既に2箇月半近く

経過しておりますので、準備の進捗状況等につきまして、本日、ご報告をさせていただきます。

市長からの依頼をいただきました後に、令和2年4月10日、同日ですが、市の指定管理者制度に係る基本方針に基づき、中央図書館が事務局となります東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者選定基準等検討部会というものを立ち上げまして、第1回目の検討部会を4月24日に、第2回目を6月18日に開催しております。

現在の進捗状況につきましては、本日、資料として配付させていただきました「指定管理者制度の導入に伴う工程案の概要について」というのがございます。表の上に番号を振らせていただいておりますが、4番の括弧書きで「東大和市指定管理者選定基準等検討部会の設置」がございます。その横の5番の「条例・規則改正案、募集要項・仕様書等の検討」、こちらの作業に当たる部分を、現在、作業として行っております。

これまでの検討部会におけます内容としましては、図書館条例の一部改正に当たり、同規則から条例へ格上げする事項や、指定管理者制度の導入に必要な各項目等の確認、また募集要項及び仕様書のたたき台となる事務局案などを説明してきております。

また、本日の資料に戻りますが、6番の「条例案に対するパブリックコメントの実施」がございしますが、こちらにつきましては夏以降に実施する予定にしておりまして、今後も検討部会の検討状況等と併せまして、教育委員会の皆さまにも情報提供させていただきたいと考えております。

本日は、簡単ですが、これまでの経過報告を説明させていただきました。

以上です。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑あれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項3、市立図書館の利用制限の緩和について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○當摩中央図書館長 それでは、その他報告の3番になります。市立図書館の利用

制限の緩和について、資料に基づいて説明をさせていただきます。

1 番の経緯ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、市立図書館では令和 2 年 3 月 5 日から全館休館してまいりました。その後、5 月 28 日から臨時窓口での予約本のみの貸出しを行いまして、6 月 4 日からは、当面の間の措置として、制限付で書架への立入りを認めてまいりました。段階的ではございますが、開館の準備を進めてきておりました。

さらに、6 月 24 日、水曜日からですが、当面の間の制限としておりました内容をさらに緩和いたしまして、2 番の表にまとめておりますが、表のとおり緩和して、今現在、サービスの提供をしている状況になります。

主な制限の緩和の内容をご説明していきます。

左側が主な制限の内容となりまして、真ん中が現行となっておりますが、これは 6 月 23 日までの対応になります。右側が 6 月 24 日以降の対応になります。

順番に説明してまいりますと、利用時間ですが、23 日までは 30 分程度のご利用をお願いをしてまいりました。24 日からは、1 時間程度のご利用をお願いをしているところです。

次の椅子とテーブルについてですが、23 日までは全部撤去して対応していました。24 日以降は、間引きして大体 5 割の設置で対応しています。

次の新聞・新刊雑誌についてですが、23 日までは閲覧は中止にしておりましたが、24 日からは通常どおり閲覧を再開しております。

その下のレファレンス室ですが、23 日までは利用中止、24 日からは席をある程度限定して利用いただいております。

次の下から 2 番目の会議室等ですが、こちらにつきましては 23 日までは利用を中止にしておりましたが、24 日以降は定員を制限して利用を再開しております。おおむね今までの 3 分の 2 ぐらいの席数にして利用いただいております。

それから、一番下の利用者端末ですが、これはインターネット端末なども含めて、23 日までは全て利用を中止にしておりましたが、24 日からは全て利用再開しております。

ただ、細々したものはございますが、主な制限の緩和の内容は 2 番でご説明しているとおりです。

次の 3 番になりますが、イベント等ですが、こちら「おはなし会」を各館、月に 2 回程度、行っておりますが、こちらはイベントに当たりますので、当面の間

は中止と考えています。

それから、もう一つ、夏休みや春休みに、学生等を対象に実習室の開放を行ってまいりましたが、こちらも引き続き当面の間は中止にさせていただきます。

最後の4番、その他ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用者への引き続きのお願いで、5点ほど掲げさせていただいていますが、利用される場合にはマスクを着用することと、図書館を利用された場合には、前後で手洗いと消毒のお願いです。

3点目は人との距離を取って利用していただきたいこと。

次の下から2番目ですが、家族大勢で来られる方がかなり多いので、できるだけ少人数で来館していただくようお願いしています。

それから、最後ですが、体調不良時の利用の自粛で、特に入館前に体温を測ることはしていないのですが、具合の悪い方は利用を自粛していただきたいというお願いをしております。

以上で、図書館の利用制限の緩和につきまして、対応等の説明は終了とさせていただきます。

○真如教育長 説明が終わりました。

何かご質問ございましたらお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 24日以降の利用人数、休館前の利用人数と、通常どおりとまではいきませんが、24日以降、まだ数日しかたっていないんですが、どのぐらいの人数の方が利用されているのかが気になるのですが、教えていただけますか。

○真如教育長 中央図書館長。

○當摩中央図書館長 具体的な人数は今、把握していないのですが、ただ今までの平日の開館日の利用状況と比べますと、かなり少ない印象はあります。皆さん滞在時間も短いので、人数はそれほど大きな差はないのかもしれないですが、皆さん、すぐ出ていかれるので、空いているという印象はあります。

以上です。

○内野委員 ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

利用の前後の手洗いは、どこでどういうことをするのですか。

○當摩中央図書館長 まず入館前に、消毒液の容器が置いてありますので、そちら

で消毒をしていただいて、本などを触られた後には、図書館でも消毒はしていますが、再度、消毒をしていただいて、トイレで手を洗っていただくことを願うことと、家に借りた本などを持ち帰った場合は、手洗いをしてから本を読んでもいただくのが、感染を防ぐ方法と考えておりますので、小まめに手洗いをするということで、掲示などしてお願いをしているところです。

以上です。

○真如教育長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたします。

これをもって、令和2年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後 2時52分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会 議 録 署 名 委 員 新藤 久典